

総務環境委員会記録

1 日 時 令和7年12月15日(月曜日)

開 会	午前10時06分
休 憩	午前10時06分
再 開	午前10時10分
休 憩	午前10時10分
再 開	午前10時13分
休 憩	午前10時14分
再 開	午前10時23分
休 憩	午前11時29分
再 開	午前11時34分
休 憩	午後 0時13分
再 開	午後 1時34分
閉 会	午後 2時01分

2 場 所 第 1 委 員 会 室

3 出席委員 10人

委員長	金 谷 幸 則
副委員長	村 石 篤
委 員	舎 川 智 也
//	尾 上 一 彦
//	松 井 桂 将
//	村 上 和 久
//	金 厚 有 豊

委 員	高 田 重 信
//	赤 星 ゆかり
//	柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

5 説明のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	中村 敏之
事務局次長	本郷 由佳
参事（庶務課長）	澤野 重雄
議事調査課長	鳥取 則子
庶務課主幹	中山 崇

【監査委員事務局】

事務局長	石金 俊介
事務局次長	瀬川 智行

【選挙管理委員会事務局】

事務局長	森 俊彦
参事（事務局次長）	桜井 光王

【企画管理部】

部長	清水 裕樹
法務統括監	福島 武司
理事（ガラス美術館長）	土田 ルリ子
部次長	高橋 洋
部次長（行政改革・公共施設再編・人事管理担当）	森川 知俊
情報企画監	小倉 康男
参事（企画調整課長）	山口 雅之
参事（秘書課長）	青山 哲也
行政経営課長	東福 光晴
文書法務課長	柳瀬 貴嗣
職員課長	山口 敬
広報課長	中田 至彦
情報システム課長	中川 哲也
文化国際課長	水原 秀樹
スマートシティ推進課長	堀 友彰
ガラス美術館次長	石黒 隆司
富山外国語専門学校事務長	開田 直人
富山ガラス造形研究所事務長	千石 将史
公文書館長	木下 満
職員研修所長	寺島 優子
婦中ふれあい館長	原城 禄充
企画調整課主幹（調整担当）	有馬 俊輔

【環境部】

部長	山森 豊
部次長	坂口 輝之
部次長（廃棄物・ごみ減量推進担当）	三邊 泰弘
環境センター所長	高土 春樹
環境政策課長	仙石 正明
環境保全課長	東 覚
廃棄物対策課長	長森 貴弘
環境センター管理課長	宮城 雅之
環境センター業務課長	石黒 智司
環境政策課主幹（調整担当）	高島 渉

【財務部】

部長	刑部 博規
部次長	中田 祐一
部次長（税務担当）	秋 俊浩
参事（工事検査課長）	高田 秀昭
参事（納税課長）	丸本 昌
財政課長	越村 真
管財課長	高道 伸治
契約課長	中田 幸宏
市民税課長	大島 聡
資産税課長	谷島 洋
債権管理対策課長	川崎 隆人
財政課主幹（調整担当）	山本 哲弘

【出納課】

会計管理者	杉本 周児
出納課長	中川 美智留

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課議事係長	土方 智樹
議事調査課主任	江部 なな恵
議事調査課主任	北森 俊成

7 会議の概要

委員長 ただいまから、令和7年12月定例会の総務環境委員会を開会いたします。
審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、金厚委員、赤星委員を指名いたします。
これより、議会事務局所管分に入ります。
議会事務局所管分において、本委員会に付託された議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、総務環境委員会議会事務局所管分を終了いたします。

午前10時06分 休憩

~~~~~

午前10時10分 再開

委員長 総務環境委員会監査委員事務局所管分に入ります。  
監査委員事務局所管分において、本委員会に付託された議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、総務環境委員会監査委員事務局所管分を終了いたします。

午前10時10分 休憩

~~~~~

午前10時13分 再開

委員長 総務環境委員会選挙管理委員会事務局所管分に入ります。

選挙管理委員会事務局所管分において、本委員会に付託された議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、総務環境委員会選挙管理委員会事務局所管分を終了いたします。

午前10時14分 休憩

~~~~~

午前10時23分 再開

委員長 総務環境委員会企画管理部所管分の議案の審査を行います。  
議案第178号 富山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件、  
議案第180号 市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件、  
以上2件を一括議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

職員課長 〔議案概要書（人件費分）により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

赤星委員 議案概要書（人件費分）5ページの3、市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件について、令和7年人事院勧告及び富山県人事委員会勧告に準拠し、市長等特別職の期末手当支給月数の改定を行うとのことですが、人事院勧告の引上げの理由について説明していただけますか。

職員課長 全体としては民間の給与実態との均衡を図るため、勤勉手当等を引き上げるという趣旨です。なお、若年層に対する月例給の引上げについては、人材確保

という観点もあります。

赤星委員 特別職については、人事院勧告に準拠しなければならない理由はなく、民間の給与実態との均衡を図る必要はないのではないのでしょうか。

職員課長 特別職については、一般職のように給与水準を決定するための勧告はありませんが、内閣総理大臣などの国の特別職の期末手当については、国家公務員の指定職の期末手当等に準じて改正されています。また、国家公務員の指定職については、民間企業の役員報酬や国の一般職との均衡を考慮した人事院勧告に基づき改正されています。こうしたことから、本市の特別職の期末手当についても、人事院勧告による指定職の期末手当等の改正や県の状況を踏まえながら対応してきたものであり、民間の給与実態との均衡を図る観点から引上げを行うものです。

委員長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第178号、議案第180号、以上2件を一括して討論に入ります。  
討論はありませんか。

赤星委員 議案第180号につきましては、市長等の特別職の期末手当等の引上げについて、市民感覚として納得を得ることができないと思いますので、反対いたします。

委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 これをもって、討論を終結いたします。  
これより、議案第180号を挙手により採決いたします。  
本案件について、原案のとおり決することに賛成の

諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長 挙手多数であります。  
よって、本案件は原案可決されました。  
次に、議案第178号を採決いたします。  
本案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。  
よって、本案件は原案可決されました。  
以上で、企画管理部所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、  
富山市公の施設の使用料の適正化に関する基本方針について、  
富山市カスタマーハラスメント対策基本方針について、  
ガラス美術館の開館時間見直しについて、  
以上3件を一括して、順次、当局の報告を求めます。

行政経営課長 〔富山市公の施設の使用料の適正化に関する基本方針について、  
委員会資料により説明〕

職員課長 〔富山市カスタマーハラスメント対策基本方針について、  
委員会資料により説明〕

ガラス美術館次長 〔ガラス美術館の開館時間見直しについて、  
委員会資料により説明〕

委員長 まず、委員会資料1ページから3ページの富山市公の施設の使用料の適正化に関する基本方針について、質問はありませんか。

- 赤星委員           なぜ今このような基本方針を策定されたのでしょうか。
- 行政経営課長       公の施設の使用料の適正化につきましては、令和3年度及び令和5年度の包括外部監査で、各施設ごとの受益者負担の考え方が統一されていないことから、統一的な方針を定めるよう御指摘がありました。このことを踏まえ、富山市行政改革実施計画において、取組項目に掲げて検討を重ねておりました。今のタイミングで基本方針を策定した理由は、コロナ禍が明けたことで施設の利用者数などについて客観的に算定することが可能となったことから、基本方針を策定する段階に来たと判断したことによるものです。
- 赤星委員           この基本方針の対象となる公の施設は幾つあるのでしょうか。
- 行政経営課長       1, 650か所ある公の施設のうち、例えば法令などで使用料を徴収しないと定められている学校、図書館や、法令で算定基準があらかじめ定められている保育所や公園などを除いた238か所が対象となります。
- 赤星委員           （2）基本方針の内容、②使用料の算定方法について、「使用料＝原価×受益者負担割合」とありますけれども、受益者負担割合はどのように決めるのでしょうか。
- 行政経営課長       受益者負担割合につきましては、他都市の状況も勘案して設定したいと考えております。なお、受益者負担割合は、一番高いもので100%、一番低いもので25%といったように、25%単位で設定しているケースがあり、そちらを参照して設定したいと考えております。
- 赤星委員           他都市の状況を参照するとのことですが、どのような市を幾つ参照されたのでしょうか。

行政経営課長 令和4年度に中核市へ照会を行ったところ、25市が公の施設の使用料の見直しを行っており、それらの自治体の取組も参考にしています。

赤星委員 (2)④原価の計算について、利用者数がとても少ない施設は、1回当たりの使用料がすごく高くなるのではないかと心配しています。  
また、ア、個人利用(美術館、プール等)の原価計算について、本市には東富山温水プールや富山市民プールなど複数のプールがありますが、これらをプールとして一くくりに取り扱うのでしょうか。

行政経営課長 施設の基本的な分類については、富山市公共施設マネジメントアクションプランに記載されている施設分類に準じて決定したいと思っております。  
また、御指摘のありましたプールなどのスポーツ施設については、施設によって受益者負担割合を少し高く設定するケースもあり、スポーツ施設で一くくりにすると対象範囲が少し広くなることから、施設分類を整理したいと考えております。

赤星委員 減免規定の改正について、来年4月までに周知することですが、委員会資料と先ほどの説明だけでは施設の使用料が具体的にどのくらいになるのかが分かりません。どのような内容で周知されるのでしょうか。

行政経営課長 公の施設の使用料の見直しに当たり、後援を理由とした減免の廃止を先行して実施したいと考えております。  
後援を理由とした減免の廃止について、年内に実施する規定の改正から来年4月までの約3か月間、既存の利用者などに周知するとともに、既に使用の申請をされているものについては、経過措置により、従前の取扱いとしたいと考えております。  
また、使用料については令和5年度から令和7年度までの3か年の経費を基に算定する必要があります。したがって、使用料案が決定する令和8年度以降の

条例改正も視野に入れながら、周知を図ってまいりたいと考えております。

赤星委員 後援を理由とした減免は廃止するということですが、市が後援を行い、施設の使用料を減免した実績について教えてください。

行政経営課長 令和6年度の実績で申し上げますと、後援を理由とした減免を行ったのは23施設でした。減免割合については、23施設のうち15施設が20%、8施設が30%とあらかじめ設定しておりまして、件数は391件、減免額は800万円余りでした。

赤星委員 後援をいただくには、いろいろな手続を行う必要があります。  
もし減免がなくなると、実行委員会や主催者団体は市の後援をいただくメリットをあまり感じられなくなるのではないかと思います。  
合併20周年記念式典のパネルディスカッションで俳優の西村 まさ彦さんが、アマチュアの演劇団体などで活動している人たちには広報の場がなく、市の広報紙に掲載できる広告は市が関与しているものだけだというお話をしておられました。  
委員会資料には後援の対象となる定義について、市が当該行事の企画または運営に参加はしないが、その趣旨に賛同し、奨励の意を表することと記載されておりますが、市からの賛同を得るためだけに後援をいただくと思う人はいないのではないかと思います。  
なぜ後援を理由とした減免を廃止するのでしょうか。

行政経営課長 後援については、行事に対する賛意を示すこと自体に大きな意味があると捉えております。  
本市においては主催団体などへのインセンティブとして使用料の減免を行っていましたが、本市の財政状況が厳しい中、複数の施設における後援を理由とした減免について、目的や成果が非常に曖昧であり、前例踏襲の運用が行われているため、制度自体

の必要性について再検討する必要性があると包括外部監査で指摘されました。

そこで中核市の状況を調べたところ、53市のうち32市において、後援を理由とした減免を実施していないことが分かりました。

こうしたことから、使用料を見直すタイミングに来たと思っております。

一方、使用料の見直しは施設の利用者に大きな影響があることから、来年4月1日までに申請があった場合の経過措置による救済や、市長がやむを得ないと判断した場合は必要に応じて政策的減免による救済を行うことを基本方針の中で認めていきたいと思っております。

赤星委員

私はあまり賛同できません。この報告では採決を行いませんが、大変疑問に思っております。

市民の文化活動やスポーツ活動などをもっと激励して、活発に取り組みやすいよう支援していただきたい。財政が厳しいからという理由には、あまり納得できません。これは意見です。

村石委員

委員会資料2ページの(2)⑥激変緩和措置について、現行使用料の1.5倍を改定上限とした理由について教えてください。1.5倍は利用者にとって負担が相当大きいと思います。

行政経営課長

令和4年度に中核市の状況調査を行った結果、激変緩和措置を設けていた自治体が25市あり、そのうち18市が1.5倍、2市が2.0倍を上限として設定されており、1.5倍が標準的な設定であることが分かりました。

基本の使用料が高い施設の場合は、改定上限を1.5倍に設定しても、利用者の負担が大幅に増加することは承知しております。

なお、1.5倍は上限でございまして、基本方針では算定した改定料金が市場価格や近隣の同種施設の使用料等と著しく乖離する場合には、その施設の状況に鑑み、個別の改定上限率を設定することも可能

であるとしております。

ただし、今回の使用料の見直しの趣旨は、施設を利用する方と利用しない方の公平性をどのように捉えるのかという観点から受益者負担を適切に設定していくことですので、もともとの原価から大きく乖離している使用料をさらに引き下げることについては、慎重に行う必要があると思っております。

村石委員

公の施設を利用する人には、どうしてもその施設を利用しなければいけない事情があるのです。そのような方たちにとって過度な負担にならないような上限を決めることが必要ではないかと思えます。また、後援の申請をされた方の中には、少人数の団体や運営費が少ない団体もあると思えます。さらに、共通減免基準が令和8年4月1日から適用されるというのは、非常に拙速ではないかと思っております。したがって、共通減免基準の適用に当たっては、後援における減免割合を25%に設定することや、適用開始日を令和8年4月1日ではなく令和9年4月1日にすることを検討すべきではないかと思えますが、これらのことについて検討されたのか伺います。

行政経営課長

今回の受益者負担の見直しを含めた使用料の適正化については、行政改革実施計画の策定以降、長きにわたり検討を重ねてまいりました。その間、基本的な考え方を定める中で、減免はあくまでも特例的な取扱いであると整理しております。減免割合の見直しの影響を考慮して適用開始日を遅らせるべきではないかという御指摘ではありますが、公の施設の使用料を見直した場合における周知期間は3か月から6か月とするのが慣例でございます。今回の見直しにおける周知期間も3か月となっており、決して拙速とは考えておりません。また、経過措置を設けていることから、その期間の中で、しっかり説明を尽くしてまいりたいと考えております。

村石委員

私が一番懸念しているのは、使用料を見直した結果、文化活動やスポーツ活動が中止になったり、活動の

回数が減ったりすることです。  
本市は文化活動や市民スポーツ活動に力を入れておりますけれども、使用料を見直した結果、これらが立ち止まってしまう可能性について考える必要があると思うのですが、部長の見解をお聞かせください。

企画管理部長 今回、公の施設の使用料の適正化ということで、使用料の見直しを実施しております。  
今ほど議論していただいているのは、後援を理由とした減免の廃止についてだと理解しておりますが、主催や共催、後援といったように、市がどのように事業を応援していくのかという部分と、使用料の適正化という部分を切り離して考えていきたいと思っております。  
後援事業に対して使用料の何％を減免するのかという話の中で、市がどのように事業を応援していくのかという部分と、使用料の適正化という部分が一緒に議論されてしまっているのです。  
市民の皆さんが行う事業に対する支援としては、使用料の減免だけではなく、例えば文化活動に対して補助金を交付する制度もあります。  
したがって、減免を受けている利用者と受けていない利用者との公平性も考え、後援を理由とした減免は廃止することとした今回の基本方針につきましては、使用料の適正化という点において妥当だと私は考えております。文化活動やスポーツ活動など、市民の皆さんの活動に対する支援の手段については減免のほかにもありますので、分けて考えていくものではないかと思っております。

赤星委員 (2) ⑤受益者負担割合、イの市場性について、民間によるサービス提供可能性のある市場的施設に該当する公の施設には、何がありますか。

行政経営課長 民間によるサービス提供可能性が高い施設としては、一般的に、例えば入浴施設やレクリエーション施設などが考えられると思います。

赤星委員 公の入浴施設とは、老人福祉センターなどのことでしょうか。

行政経営課長 入浴施設にも幅広い分類がございますが、例えば、宿泊を伴うような施設などは一般的に民間によるサービス提供可能性が高い施設であると考えられると思います。

赤星委員 それは、ゆうゆう館などのことをおっしゃっているのでしょうか。

行政経営課長 ゆうゆう館なども含まれると思います。

赤星委員 レクリエーション施設とはどのようなところでしょうか。

行政経営課長 明確な施設の分類はちょっと申し上げにくいのですが、例えば観光に特化したような施設が想定されます。これらの施設は民間でもサービスの提供が可能であることから、受益者負担割合を高く設定すべきだと思います。

赤星委員 本市のレクリエーション施設には、何があるのでしょうか。

行政経営課長 富山市公共施設マネジメントに施設分類が記載されております。その中で、レクリエーション施設に位置づけられている施設としましては、ファミリーパークやキャンプ場などがあります。

赤星委員 市場性が高い市場的施設については、利用者の受益者負担割合を高くする方針なののでしょうか。

行政経営課長 受益者負担割合の考え方としまして、民間による提供可能性が高いと思われる施設については、受益者負担割合は自然と高くなると思います。また、市民が日常生活を営む上で必要性が高い施設は、受益者負担割合を低くするのが適切である一方、

特定の方が選択的に使う施設については、受益者負担割合は高くなると思います。

赤星委員 受益者負担割合を決める方針やスケジュールについて教えてください。

行政経営課長 既に基本方針の中で基本的な考え方はお示ししました。この後、必需性や市場性にのっとった受益者負担割合を施設分類ごとに当てはめながら、原価の計算が終わる令和8年度以降に、施設の具体の使用料改定案に反映させていきたいと考えております。

赤星委員 例えばファミリーパークなどの動物園は、民間ではなく自治体だからこそ運営ができると私は思っています。  
ファミリーパークは、開園するときに反対運動もあったのですけれども、里山の自然を生かして造られた全国でも貴重な動物園です。  
また、ファミリーパークではライチョウの研究をしており、これは民間が運営する動物園だとなかなかできないと思います。  
公の施設とは何のためにあるのでしょうか。公の施設は、いつでも誰でも気軽に使えるもので、それが役割だと思うのですけれども、この基本方針につきましても、市民にとって危険性を感じるような内容だと思いました。これは意見です。

委員長 次に、委員会資料4ページの富山市カスタマーハラスメント対策基本方針について、質問はありませんか。

舍川委員 この基本方針における対象は一般市民を想定しているのでしょうか。

職員課長 行政の窓口などにお越しになる全ての方を対象にしております。

舍川委員 カスタマーハラスメント対策は市民の皆さんと市職

員の関係のみならず、当局と議会の関係にも適用が認められるものだと私は思っています。

議会が求めるものと、職員の人権や安全確保といった当局の権利を両立させることは重要です。

議会での質問における過度な言及や追及については、妥当性を客観的に担保できる仕組みはあると思いますけれども、それぞれの議員活動については、会派を結成していても、残念ながら管理が行き届かないケースがあります。

例えば、見えないところで無理難題を突きつけるといったことや、長時間拘束して、一方的に自分の考えや意思を述べ続けるということなどが挙げられます。

これは、我々の目が届かないから起きるということもあるし、職員の皆さんには我慢が美德だという公務員としての意識も根づいているため、問題がなかなか表に出づらいケースもあります。しかし、ハラメントをしている本人が毛頭気づいていないことに本質的な問題があります。

このような問題により、職員は相当な圧力を感じていることもありますし、対応に多くの時間を取られることで庁内事務が滞り、議会が市民サービスを低下させるという本末転倒な事象も引き起こしています。

そこで、職員を守るために議会側に対しても一定のルールを設けることが必要だと思っておりますが、見解を伺います。

企画管理部長 市議会と我々執行部は、これまでずっと良好な関係で仕事をさせていただいております。富山市カスタマーハラメント対策基本方針は、基本的に窓口にいらっしゃる市民の方や事業者の方などが対象になることから、市議会議員の皆さんも対象になるのかどうかは、ちょっと微妙なところかと思っております。

一方で、市議会と我々執行部の関係において、事案によってはカスタマーハラメントではなく、セクシュアルハラメント、パワーハラメント、マタ

ニティハラスメントなどの対象になることもあると思っております。

最初に申し上げたように、市議会議員の皆さんと我々は、良好な関係を築いていると私は思っておりますが、委員がおっしゃったような事案が発生したときには、ハラスメントとして対応させていただくこともあるかもしれません。

市の組織のメンバーは人事異動でどんどん代わっていきますし、市議会議員の皆さんも4年ごとに行われる市議会議員選挙でメンバーが代わることも想定されます。

したがって、市議会議員の皆さんへの報告や対応などの方法については、一度整理させていただく必要はあるかと思えます。しかしながら、表立って形式張った取組を行うことがいいのか、あるいは今まで慣例的に行ってきた方法を少し見直せばいいのかなど、議員の皆さんや市の特別職とも相談しながら考えてまいりたいと思っております。

舎川委員

私たち議員は、あくまでも市民側の立場、市民サービスの向上を担保していく立場であります。市職員の方にも守られるべき権利があります。

市職員への対応については私たちも十分に気をつけていきますけれども、もし何か問題があったときには、ぜひ議長に報告していただき、適宜協議してほしいと思えます。

引き続きよい関係性を保っていけるように、お互い頑張ってもらいましょう。よろしくお願いいたします。

村上委員

電話でのカスタマーハラスメントもいっぱいあると思えます。

窓口でのカスタマーハラスメントの場合は周りの人が現場を見ているから、少なくとも証言は取れますが、電話の場合はなかなか証言を取れません。

そこで、通話内容を録音できる機能がある電話機を導入すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

企画管理部長

カスタマーハラスメントへの対応のため、録音機能

がある電話機を導入する場合もございました。  
また、議会や職員組合からも、庁舎内等にある全ての電話機を録音機能があるものにするよう検討してほしいとの御意見も聞いております。  
しかし、全ての電話機に録音機能をつけることは、財政的にも難しいところがございますし、録音機能をつけることで問題が全て解決されるのかという意見も当然出てくることから、録音機能がある電話機への更新については、引き続き検討してまいりたいと思います。  
なお、最近はSNSなどインターネットを使ったカスタマーハラスメントが発生する場合も想定されます。もし、そのような事案が発生した場合にどのような対応をするのかも含めて、検討してまいりたいと考えております。

委員長 委員会資料5ページのガラス美術館の開館時間見直しについて、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。  
次に、企画管理部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

赤星委員 先ほどちょっと紹介しましたがけれども、俳優の西村まさ彦さんが合併20周年記念式典のパネルディスカッションで「演劇集団 富山舞台」の舞台公演を広報する場がないとおっしゃってしまして、私も本当にそのとおりだと思います。  
市民の様々な文化芸術活動がありますが、例えば市から後援をいただいているものでない限り、市の広報紙に広告を掲載させてもらえません。また、独自に宣伝しようと思っても、新聞広告やテレビコマーシャルはすごくお金がかかります。  
市から後援をいただいていない場合でも、市の広報紙やホームページ、富山市公式LINEなどに、市民の活動について情報を自由に発信できる掲示板の

ようなものをつくれないのでしょうか。  
興行収入が多いイベントなどはどんどん宣伝して多くの方に知っていただけますが、予算は少ないけれどもとても面白いユニークな活動については、たくさんの方の市民の方に知っていただく機会がないと思っております。そのような活動を市として支援できないのでしょうか。

企画管理部長 合併20周年記念式典のパネルディスカッションのときの西村 まさ彦さんのお話は私も聞いておりました。  
市が後援している全ての事業について、市が広報しているということをございませぬ。広報していない事業のほうが多いと私は思っております。  
また、正直に申し上げますと「広報とやま」は紙面の掲載スペースにもものすごく限りがありますので、赤星委員や西村さんがおっしゃったような市民の文化芸術活動を「広報とやま」で広報することは、なかなか難しいのではないかと考えております。  
最近、インターネットで情報を発信していただくことが一番効果的なのではないかと思っております。現時点で、情報を自由に発信できる掲示板を市が用意することはなかなか難しいのではないかと私は思っておりますが、調査・研究してまいります。

村石委員 私からは、富山市職員採用試験について質問します。市ホームページの令和7年度採用試験等実施状況の資料には、6月実施分と9月実施分の受験者数と最終合格者数が記載されています。  
また、富山市職員採用試験・選考の申込状況についての資料には、6月実施分と9月実施分の採用予定数と申込者数が記載されています。  
募集職種のうち上級の土木、建築においては、最終合格者数が採用予定数を下回っている現状があります。  
この現状をどのように検証し、今後の対策を考えているのか伺います。

職員課長

最終合格者が採用予定数を下回っている状況については、少子化の進行により若年層の人口そのものが減少していることや、民間企業の採用活動の活発化などが影響しているものと認識しております。

また、常態化している定員割れによる人手不足の状況から脱却するため、募集人数を積み増ししておりますので、一定数の受験者がいて、積極採用を行ったとしても、相対的に最終合格者が採用予定数を下回ることがあります。

このような状況に対して、これまでも土木と建築の募集職種につきましては追加募集を実施するとともに、次年度における受験者を確保するため、職員採用セミナーやインターンシップ、大学訪問、採用試験や公務の魅力の情報発信などを進めており、今後も引き続き様々な取組を進めてまいりたいと考えております。

村石委員

ぜひ成果が出るような対策を取っていただきたいと思えます。

次に、今年度の採用試験の変更点として、上級の行政、土木、建築の1次試験である筆記試験を東京や大阪の会場で受験できることとしましたが、この変更点に係る実績について伺います。

職員課長

受験者にとっては、移動にかかる時間や経費の面で利便性が高まったものと認識しております。詳細については、個々の試験結果を類推することにつながるため回答を控えさせていただきますが、両会場とも一定数の受験者がございました。

村石委員

来年度以降もぜひ実施していただきたいと思えます。次に、富山市職員採用試験に関する資料は非常に分かりにくいと思えました。担当者に説明していただき、私もやっと理解できたのですけれども、結局知りたい情報は採用予定人数、申込者数、受験者数、最終合格者数です。しかし、これらの情報が一目で分かる資料がないのです。

受験を希望する人が簡単に理解できるように資料を

工夫する必要があると考えますが、見解を伺います。

職員課長 市ホームページに掲載している申込状況と実施状況のことを指しておられるのだと思いますが、申込状況は、申込みを締め切った段階でその状況をいち早く知ることができるように、申込者に寄り添った情報発信をしているものであります。  
また、実施状況は、試験が終わった段階でその結果を簡潔に伝えるものであります。  
職員採用に関する情報発信については、これまでも改善や工夫に努めてまいりましたので、今後も同様に取り組んでまいりたいと考えております。

村石委員 今回の答弁は、今まで作成してきた資料と同じような様式で今後も作成していくということで、工夫することはないと理解していいのでしょうか。

職員課長 採用に関する情報発信については、引き続き工夫や見直しを考えております。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、総務環境委員会企画管理部所管分を終了いたします。

午前 11 時 29 分 休憩

~~~~~

午前 11 時 34 分 再開

委員長 総務環境委員会環境部所管分の議案の審査に入ります。
議案第 159 号 工事請負契約締結の件（富山市婦負斎場解体工事）
を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

環境保全課長 〔議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第159号の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第159号を採決いたします。
本案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって、本案件は原案可決されました。
以上で、環境部所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、報告案件として提出されている
報告第43号 専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）中、専決第37号
を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

環境センター業務課長 〔議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
なお、ただいまの報告案件につきましては議決不要

のものです。

次に、環境部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

村上委員

本会議でも質問しましたが、ごみの有料化のパラドックスについて、ちょっと説明不足だったと思いますのでもう一度お聞きます。

今、ごみの減量に取り組んでいる方がたくさんおられます。その上で、有料化をした結果、富山市全体のごみの排出量が減ったと言われたら、今、ごみの減量に取り組んでいる方は納得できないのです。

ごみを減らす努力をした結果が有料化の成果だと言われたら、ごみを減らす努力はやめようということになります。

ごみを減らす努力をしたら有料化されるというパラドックスです。

ごみの排出量が減ったら無料にするということであれば分かりますけれども、ごみを減らす努力をしたら有料化が正しかったことになるのはパラドックスだと思うのですが、この点についてどのように説明されますか。

環境部長

有料化は、様々な減量化施策のうちの有効な手段の1つであり、有料化以外にも様々な減量化施策を同時並行で実施しようと思っています。

したがって、有料化だけではなく、様々な減量化施策に取り組んだことで、ごみの排出量が減ったという結果につなげていきたいと思っています。

村上委員

その理屈は何回も聞いているのです。何回も聞いているのだけれども、その理屈の裏に、有料化しなければ減量できないという考えがあるのではないですか。有料化しなくてもその他の減量化施策によってごみを減らすことができるという理屈であれば、有料化しなくてもいいのです。

しかし、有料化しなければごみの減量化が実現できないという理屈だから、パラドックスが生じるわけです。

ほかの減量化施策もあるけれども、有料化してごみの排出量が減れば、やっぱり有料化がよかったという理屈になるパラドックスを解決するためにはどのようにすればいいのかと聞いているのです。つまり、対照実験ができていないのです。有料化だけを抜き出して実験するのならいいのですけれども、その他の施策も同時に実施した結果、ごみが減ったにもかかわらず、やっぱり有料化がいいと。さらに、他都市の事例も見て、有料化したらごみが減っていると。それは間違っています。ほかの自治体では有料化以外の施策も実施した上で成果が出たわけですから、どうしても有料化が必要だという理由にはならないのではないですか。また、今しっかり減量化に取り組んでいる人たちにしてみれば、予期せぬ答えになるのです。このパラドックスは分かりますか。パラドックスの意味が分からなければ、また同じ答えが繰り返されるのですが、善良な、あるいは普通の市民がどう思うのかと。パラドックスは解けていないし、解けないのではないかということについて、説明をお願いします。もし同じ答えでしたら、答えが出ないということですから、答弁は結構です。パラドックスがあることだけは指摘しておきます。

赤星委員 家庭ごみ有料化について、意見募集を実施しておられますが、締切日である本日までにどのくらいの御意見が届いているのでしょうか。

廃棄物対策課長 家庭ごみの有料化についてのパブリックコメントを本年11月14日から12月15日までの1か月間、募集しております。まだ意見を募集していることから、具体的な件数につきましては発言を控えさせていただきますが、有料化の実施に非常に積極的な御意見や反対の御意見、また、このようにしてもらえたら賛成できるといった具体的な御提案など、かなりの数の御意見をいただいております。今後、意見の取りまとめを行った

上で、本市の考え方も併せて結果を公表させていただきたいと考えております。

赤星委員 いつ、どのような形で結果の公表が行われるのですか。

廃棄物対策課長 何日に公表するのは今の段階でちょっと申し上げられないのですが、早ければ年内、遅くても年明けには、全ての意見とそれぞれの意見に対する市の考え方についてしっかりとまとめて、見やすい形で市ホームページで公表させていただきたいと考えております。

赤星委員 本会議で岡部議員が質問されましたけれども、パブリックコメントがたくさん届いていることとは対照的に、市内9か所で実施した意見交換会の参加者は非常に少なかったということでした。
私はまちなか総合ケアセンターで実施された意見交換会に参加しましたが、参加者は私を含めて13人で、少ないと思いました。
市内9会場で実施した意見交換会に参加した人数は合計で何人だったのか、教えていただけますか。

廃棄物対策課長 意見交換会につきましては本年10月に9会場で行いまして、99名に御参加いただきました。
また、出前講座等も並行して行い、こちらは期間中に約200名に御参加いただき、意見交換会と合わせて約300名から御意見を伺っております。

赤星委員 約300人ですと、約40万人の富山市民に対してまだまだ少ないと感じております。
パブリックコメントの募集を締め切った後も、引き続き多様な御意見を聞いていただきたいのですけれども、その方法につきましてはどのようにお考えでしょうか。

廃棄物対策課長 委員がおっしゃるとおり、パブリックコメントの募集が終了したからこれ以上何も御意見を聞かないと

ということではなく、市ホームページを通して御意見を募集しておりますし、引き続き出前講座を実施しております。

なお、意見交換会や出前講座に出席された後、町内会でも話を聞きたいという声をたくさんいただいておりますので、市民の皆様からしっかりと御意見を言っていただけるような機会を確保していきたいと考えております。

赤星委員

私は地元である堀川南地区の自治振興会の皆さんが本年11月22日に主催された説明会に参加しました。あの狭い地区センターの2階に100人近い方がお越しになり、非常に関心が高いと感じました。将来世代の負担を軽減するため、ごみを減らすことに関しましては、皆さん本当に協力的で、熱心だと感じました。

廃棄物対策課長が説明会で、このような場所でごみの有料化に反対であるという意見はなかなか言いにくいかもしれないとおっしゃっていましたが、本当にそのとおりで、意見を言わないけれども反対だという方もいっぱいいらっしゃいます。反対の声が出なかったからといって、みんなが賛成ではないことは十分に理解していただきたいと思っております。ここで質問です。令和7年11月4日に公表された家庭ごみ有料化実施方針（素案）には、令和3年7月に実施した生活系ごみの組成調査では、燃やせるごみの中にはごみの減量化が期待できる品目（減量化品目）や既資源化品目が合わせて全体の約39%含まれており、燃やせないごみにも同様に27.3%含まれていたと書かれています。

これは具体的にどのような品目がどのくらいあったのか、内訳を教えてください。

廃棄物対策課長

令和7年11月4日に公表した家庭ごみ有料化実施方針（素案）につきましては、令和7年7月31日に公表した家庭ごみ有料化に向けた基本的な考え方を基に、市民の皆様からいただいた御意見などを受けて、素案として取りまとめたものでございます。

家庭ごみ有料化に向けた基本的な考え方の5ページに、令和3年7月に実施した生活系ごみ組成調査の結果をグラフにして掲載しております。

まず、燃やせるごみの中には、減量化品目として、生ごみ、いわゆる食べ残しが5.8%含まれておりました。

また、既資源化品目として、紙類18.8%、プラスチック類13.4%などが含まれていました。

次に、燃やせないごみの中には、既資源化品目として、金属類2.7%、製品廃棄物19.3%などが含まれておりました。

詳細につきましてはグラフに記載してありますので、御覧いただければと思います。

赤星委員

世界の焼却炉の半分以上が日本に集中しているという記事を読んでびっくりしました。韓国では20年ぐらい前に法律を制定して、今では生ごみのリサイクル率がほぼ100%になっているそうで、日本は今後もごみの処理を焼却に頼っていいのだろうかと思改めて考えたところです。

生ごみのリサイクルをもっと徹底して、ごみを減らすことができれば、有料化は決して必要ではないと思います。

例えば、野菜くずなどを一旦台所にある三角コーナーに入れると、どうしても水を含んで重くなります。そこで、要らない袋などに野菜くずなどを直接入れて、乾燥させてからコンポストに入れると、減量と併せて堆肥化もできます。

日本にはプランターdeキエーロというものがあります。また、ニューヨークの街角にはスマートコンポストというオレンジ色の箱が市内二百何十か所にあります。スマートフォンのアプリを使ってコンポストの蓋を開け、食べ残しなどの生ごみを入れるというものです。

一番量が多い生ごみを減らしていく取組をもうちょっと工夫して、市民の皆さんに御協力を求めているのではないかと考えているのですけれども、来年度は何か新しい取組を実施しないのでしょ

うか。

廃棄物対策課長 燃やせるごみの中に生ごみが3割程度含まれてい
ますので、委員がおっしゃるように、生ごみを減らし
ていくことは非常に重要だと考えております。
本市では、令和5年度からダンボールコンポスト講
座を開催しております。
また、令和6年度には、熊野地区の富南会館の敷地
内に生ごみ処理機を設置し、地域の方に生ごみを持
ち寄っていただく地域循環型のモデル事業を行い、
たくさんの方に御利用いただいております。今年度
に検証を行い、来年度以降は実施する場所を増やし
ていきたいと考えております。
なお、来年度は、ダンボールコンポスト講座を通年
で開催する予定にしております。たくさんの方に取
組を体験していただき、各家庭でも実際に取り組ん
でいただくことが大事だと思っておりますので、ホ
ームページや動画などを作成し、多くの皆様に取り
組んでいただけるよう努めてまいりたいと考えてお
ります。

赤星委員 ダンボールコンポストの普及啓発の取組はいいと思
いますが、ダンボールコンポストの購入に係る補助
は行わないのですか。

廃棄物対策課長 今回の段階ではっきりしたことは言えないのですが、
まずは取組を体験された方にダンボールコンポスト
を持ち帰っていただき、自己負担なしで多くの方に
取り組んでいただきたいと考えております。
なお、家庭で生ごみを乾燥させることでごみの量を
減らすため、補助制度を確立してほしいという声も
たくさんいただいておりますので、今後検討してま
いりたいと考えております。

赤星委員 富山地区広域圏クリーンセンターの焼却施設につい
て、稼働率はどのくらいでしょうか。
燃やすごみの量が年々減っていますので、大分空き
があるのではないかと思うのですが、いかがでしょ

うか。

廃棄物対策課長 富山地区広域圏クリーンセンターには、ごみの処理能力が日量270トンの炉が3炉あります。基本的に3炉を同時に使うことは少なく、1炉を休ませたり点検したりしながら残りの2炉を使ってごみの処理を行っておられます。
現在、令和6年能登半島地震で発生した災害ごみや、他地区の広域圏から臨時的なごみの受入れを行っていることから、2炉の処理能力からすると空きはあまりないと聞いております。
3炉を同時に使えば空きはあるのですが、施設をより長く使うために、メンテナンスをしっかりと行いながら2炉だけ使っている状況でありますので、あまり余力はありません。

赤星委員 クリーンセンターをどうしても建て替えなければならない時期は、いつ頃になるのでしょうか。

廃棄物対策課長 現在のクリーンセンターは、建設から22年ほど経過しております。
炉の法定耐用年数は一般的に25年から30年ぐらいと言われていますが、法定耐用年数が経過したからといってすぐに建て替えることは今の時代にはなかなか難しいと考えております。
したがって、メンテナンスや長寿命化の工事などを適切に実施しながら、現在の施設をできるだけ長く使っていくことが必要だと思っております。
なお、富山地区広域圏事務組合から、長寿命化計画の策定に向けた調査を予定していると聞いております。

赤星委員 本会議で家庭ごみ有料化の目的について質問したときの答弁で、財源確保という言葉があったと思うのです。
何のための財源なのか、お聞かせください。

廃棄物対策課長 家庭ごみ有料化実施方針（素案）や家庭ごみ有料化

に向けた基本的な考え方にも記載しておりますが、有料化の基本的な目的は、ごみの減量化、リサイクルの推進、将来世代への負担軽減の3本柱です。リサイクルをさらに進めるためには、必要となる財源をしっかりと確保し、取組の強化を図る必要があることや、基金に積み立てるなどして、一般廃棄物処理施設整備など将来世代の負担軽減に活用していくことも記載しております。

赤星委員 手数料の使途については、歳入が6億6,600万円余り、歳出が3億1,400万円余り、収支が3億5,200万円余りと素案に記載があります。また、手数料収入の使途の具体例として、いろいろなソフト事業が記載されておりますが、これらの事業にこれほどのお金がかかるのかなと思います。財源確保というワードが今定例会の答弁で初めて出てきたような気がするのですが、有料化の目的として財源確保は違うのではないかと私は思ったのです。先ほど村上委員もおっしゃいましたけれども、ごみを減らす取組をしている市民は多いですし、有料化しなくてもごみを減らすことは十分できているので、有料化ありきで話を進めないでほしいと思います。これは意見です。

尾上委員 令和6年4月からプラスチック資源の一括回収が始まっていますが、燃えるごみの日にプラスチックがごみ集積場に出ていることもあるので、取組についての周知がまだまだ不十分だと私は思っていますが、何か分析はしておられますか。

廃棄物対策課長 プラスチック資源の一括回収につきましては、令和6年度から正式に実施しております。プラスチックの回収量が令和5年度に比べて10%程度増えました。今年度の回収量は前年度に比べて3%程度減っておりますが、引き続き高い水準で皆様に御協力をいただいております。また、本年11月には大山地域で汚れたプラスチック

クを回収して製品化する実証実験を全国で初めて実施させていただきました。大山地域の皆様に御協力いただき、回収量が13%余り増えました。製品についてはこれから精度の調査などを行いますが、比較的問題なく回収できましたので、少しでも市民の皆様が協力しやすい環境づくりについて、引き続き研究してまいりたいと考えております。

尾上委員 燃えるごみの日にもプラスチックが出されているところを見るものですから、引き続きプラスチック資源の一括回収の周知をしていただきたいと思います。

村石委員 太陽光発電設備及び蓄電池設置補助について質問します。
事業目的は、本市におけるゼロカーボンの推進を図ること、事業内容は、自家消費を目的として、自己所有またはP P A（第三者所有モデル）により太陽光パネルや蓄電池設備を導入する者を対象に補助を行うこととしています。
まず、現状の補助件数について伺います。

環境政策課長 太陽光発電設備及び蓄電池設置補助につきましては、11月末で申請の受付を締め切ったところでございます。これから工事に取りかかる方もいらっしゃいますので、数字が若干変わる場合がございますが、個人の申請件数は自己所有、P P Aを合わせて125件、法人の申請件数は自己所有、P P Aを合わせて12件で、個人、法人を合わせて137件となっております。

村石委員 当初予算の要求時点では個人住宅の自己所有が30件、P P Aが20件で、計50件と見込まれていたのですけれども、実際には125件の申請があったのでしょうか。

環境政策課長 そのとおりです。

村石委員 予想よりたくさんの申請があったということですが

れども、この事業を実施したことにより、どのくらいの二酸化炭素の排出削減効果があると考えておられるのか伺います。

環境政策課長 今回、個人と法人を合わせまして137件の申請がございましたが、太陽光パネルの能力は合計1,143キロワットになります。
あくまで推定でございますが、1,143キロワットのパネルで年間504トンのCO₂を削減できると考えております。

村石委員 申請の受付は終了したということですが、追加の募集は考えているのでしょうか。

環境政策課長 予算をほぼ使い切っています。
また、この後の工事期間を考えて、締切りを早い時期に設けさせていただいております。今後、補助金を申請したいという方がいらっしゃったとしても、受付期間に間に合わないため、申請を諦めた方との公平性を考慮し、追加での募集は考えていません。

村石委員 分かりました。
続いて、資源物ステーション運営事業について質問します。
事業目的は、資源物の排出機会の拡大を図り、ごみの減量化・資源化を推進することとしています。
令和7年度に和合地区に新たに設置した資源物ステーションへの持込み件数について伺います。

環境センター管理課長 和合地区は、コンビニエンスストアやドラッグストアなど、ペットボトルの回収協力店が少なかったことなどから、同地区で開催されたタウンミーティング等におきまして、資源物ステーションを設置してほしいという声がこれまでに多く寄せられていました。
こうしたことを受け、令和7年10月に旧富山北消防署和合出張所に、新たな資源物ステーションを開設したものでございます。

和合地区の資源物ステーションへの持込み件数につきましては、開設初月となります10月は378件、11月は452件となっております。

その他の資源物ステーションへの持込み件数につきましては1か月当たり大体1,000件から1,800件で推移しておりますので、それらに比べるとちょっと少ないのですが、開設してからまだ2か月しか経過しておらず、今後、同地区でこの資源物ステーションの存在が周知されていくにつれて、利用件数は緩やかに増加していくのではないかと考えております。

村石委員 和合地区に新たな資源物ステーションができたことで、令和7年度における全ての資源物ステーションの持込み件数は、令和6年度よりも増加すると考えてよろしいのでしょうか。

環境センター管理課長 和合地区の近隣にあります岩瀬地区や古沢地区の資源物ステーションなどへの持込み件数については、和合地区の資源物ステーションの開設前と開設後で、特段の変化が見られないことから、和合地区に資源物ステーションが設置されたことをきっかけに、初めて利用された方が多かつたのではないかと推測しております。

したがって、令和7年度は資源物ステーションへの持込み件数が前年度に比べて増加するのではないかと考えております。

村石委員 資源物ステーションの新設にはごみの減量効果があるのではないかと考えています。今後、資源物ステーションを新設、増設することが必要ではないかと考えますが、見解を伺います。

環境センター管理課長 今年度、新たに設置した和合地区の資源物ステーションを合わせ、市内各所には9つの資源物ステーションが設置されており、市民がより身近に、そして気軽に御利用いただける環境になったと考えております。

また、自治振興会などが主体となって実施される資源集団回収や、紙類地区回収などもございます。さらに、スーパーマーケットやドラッグストアなどで設置されておりますエコステーションや資源物回収ボックスなど、資源物の回収場所は多岐にわたります。委員御指摘のように、資源物の回収場所の確保が非常に大事だということは認識しておりますので、資源物ステーションの稼働状況や市民のニーズを総合的に勘案しながら、そのときの状況に応じて前向きに検討していきたいと考えております。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。以上で、総務環境委員会環境部所管分を終了いたします。

午後 0時13分 休憩
~~~~~  
午後 1時34分 再開

委員長           総務環境委員会財務部・出納課所管分の議案の審査に入ります。  
議案第162号 富山市駐車場の指定管理者の指定の件  
を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

管財課長           〔議案説明資料により説明〕

分科会長           これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

松井委員           現在の指定管理者を教えてください。

管財課長           株式会社五福興産です。

松井委員           株式会社五福興産は指定管理者を何年何期務めましたか。

管財課長 平成18年の指定管理制度導入時から今年度末まで、4期20年です。

委員長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第162号の討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 討論なしと認めます。  
これより、議案第162号を採決いたします。  
本案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。  
よって、本案件は原案可決されました。  
以上で、財務部・出納課所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、当委員会に付託されました  
令和7年分陳情第32号 市庁舎内における職員組合事務所及び売店使用に関する見直しについての陳情  
を議題といたします。  
陳情文書表は、お手元に配付のとおりであります。  
まず、事務局に陳情文を朗読させます。

事務局 〔陳情文を朗読〕

委員長 次に、本陳情について当局の見解を求めます。

管財課長 初めに、陳情項目1点目の市職員組合が市役所本庁舎内に事務所を設置する具体的かつ合理的な必要性（庁舎外では代替できない理由）について、市民に分かる形で説明することにつきましては、地方自治法第238条の4第7項では、本庁舎等の行政財産

は、その用途または目的を妨げない限度において、その使用を許可することができることされており、申請に基づき、庁舎機能としての用途または目的を妨げない限度において、使用を許可しております。市職員組合は、職員の勤務条件の維持改善、市職員の相互共済及び福利増進を図ることを目的として活動している地方公務員法の規定に基づく職員団体であります。市職員組合からは、その目的を達成するため、市との直接の交渉のための調整や組合員からの勤務条件等に関する相談への対応が必要であり、また、福利厚生事業の手続においても、市職員は休憩時間を利用する等、限られた時間の中で行う必要があると伺っております。

これらのことから、本市では市職員組合の申請には、一定の合理性が認められると判断し、使用を許可しているものです。

次に、陳情項目2点目、もし、継続使用の合理性が認められない場合、当該スペースを、例として子育て中の市職員向け託児室、子連れの来庁者の一時預かり等、より公共性、有益性の高い用途に転換することにつきましては、市職員組合への行政財産の使用許可については、申請に基づき、毎年度、合理性を含めて許可の可否を判断しております。

なお、子育てに係る施設として、本庁舎西館3階には、授乳室とおむつ交換台を備えたキッズルームを設置しており、また、隣接するT o y a m a S a k u r aビル内には、ゼロ歳児から2歳児まで預けることができる保育所が設置されているなど、一定の環境は整っております。

最後に、陳情項目3点目、市職員組合が庁舎内で運営している売店について、既存コンビニエンスストア等との公平性の観点から、使用料減免の継続の妥当性を再検討することにつきましては、行政財産を使用させる場合には、地方自治法第238条の4第7項の規定により、目的外使用の許可によることが原則とされております。

その許可を得て市職員組合が設置している売店については、主に庁舎内で勤務する職員に対し、飲料水

や日常品を提供する等の福利厚生機能を担っており、富山市行政財産使用料条例第5条第1項第2号の市職員の厚生施設に使用するときには該当することから、使用料を減免しています。

一方で、1階のコンビニエンスストアについては、来庁者等の利便性の向上や施設の空きスペースの有効活用を図ることを目的として、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づき、庁舎の空きスペースへの貸付けとして設置しており、市職員組合が運営する売店と設置の目的や経緯が異なることから、両者を比較することは不合理であると考えております。

委員長                    それでは、本陳情についての御意見、またはただいまの当局の説明に対する質疑等はありませんか。

村上委員                市職員組合が設置している売店は職員のための福利厚生施設だとすれば、売店で販売している商品は市価よりも安いのですか。市価よりも安くないと福利厚生にならないと思うのだけれども、いかがですか。

管財課長                一つ一つの商品を比べたわけではないのですが、飲料水などの飲み物は1階にあるコンビニエンスストアよりも安いとお聞きしております。

村上委員                売店は市の職員しか使えないのですか。

管財課長                市の職員に利用を限定していません。

村上委員                そうすると、一般の方がコンビニエンスストアで買う価格と売店で買う価格は異なります。コンビニエンスストアは通常の賃料を払っていますが、売店は賃料が減免されているので、売店のほうが商品の価格が安いと。その点において、陳情者が言っていることは一理あると思うのですが、いかがでしょうか。設置目的は異なるとしても、消費者からすると売店の商品は安く、コンビニエンスストアの商品は普通の値段です。

組合員に利用を限っているのであれば分かるのですけれども、その点についてはどのように説明されますか。矛盾を感じませんか。

管財課長 組合員に利用を限定しているわけではないのですけれども、利用しているのはほぼ組合員だと伺っております。

村上委員 もうちょっと詳しく説明していただかないと、矛盾がある気がします。  
組合員の福利厚生施設なので、組合員に利用を限っていればいいのですが、僅かだとしても一般の人も利用できるとすれば、それは矛盾と言わなければいけないような気がします。

財務部長 売店は、基本的に組合員のための福利厚生施設として運営されているのですけれども、例外として、売店を知っている人が利用されることもあります。しかし、それは例外で、組合員のための福利厚生施設だと判断しております。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。  
次に、念のため確認いたしますが、本陳情を継続審査とするとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、引き続き審査を続けます。  
これより、令和7年分陳情第32号の討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。  
これより、令和7年分陳情第32号を挙手により採決いたします。  
本陳情は、採択することに賛成の諸君の挙手を求め

ます。

〔賛成者なし〕

- 委員長 挙手なしであります。  
よって、本陳情は不採択とすることに決定しました。  
以上で、当委員会に付託されました陳情の審査を終了いたします。  
次に、報告案件として提出されている  
報告第43号 専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）中、専決第40号  
を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。
- 管財課長 〔議案書により説明〕
- 委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。
- 尾上委員 公用車には必ずバックモニターを搭載するというルールなどはないのですか。
- 管財課長 今のところ、公用車の標準的な装備に関するルールはありません。  
車種や状況に応じて、どのような装備を搭載するのかを判断しております。
- 尾上委員 今回の事故がどのような状況で起きたのかはちょっと分かりませんが、駐車している車両にぶつかることはよっぽどことなので、何か対策を講じていただければと思います。
- 委員長 ほかにないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては議決不要のものです。  
次に、財務部・出納課所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

- 村石委員 公共工事の入札契約制度について質問します。  
入札契約に当たっては、物価高騰や人件費の上昇が考慮されていないと考える事業者がいることをお聞きしました。そのようなことを考えておられる事業者がいることに対して、見解を伺います。
- 契約課長 本市の公共工事における設計金額については、県が毎月公表する労務資材単価を採用して積算しており、この単価は物価高騰や人件費の上昇を反映した最新の実勢価格でありますので、適正に積算されているものと考えております。  
なお、県や他の県内市町村も同様の単価を採用しております。
- 村石委員 入札契約及び公共工事の発注時期は、4月から6月が少なく10月以降が多いことから、事業者は応札できないときもあると訴えています。  
入札契約及び公共工事の発注時期については、できるだけ1年を通して平準化すべきと考えますが、見解を伺います。
- 契約課長 公共工事の発注時期につきましては、特に4月から6月までは閑散期となる傾向がありますので、次年度に予算を計上する工事のうち、当年度中に前倒しで発注できるようにするため設定する債務負担行為—いわゆるゼロ市債というものですけれども—を活用し、施工時期の平準化に努めております。  
また、法律に基づき、公共工事の発注見通しについて随時公表し、事業者の方に発注の参考としていただいているほか、例年、予算の執行方針としまして、公共事業の執行については、上半期における発注率が80%となるよう取り組んでいるところであります。  
今後も引き続き計画的な発注や適正な工期設定、早期発注に努め、発注時期の平準化を図ってまいりたいと考えております。
- 村石委員 ぜひお願いします。

公共工事の現場では、在留期間が満了すると帰国する外国人労働者が増えており、また、日本人の労働者は以前よりも減っていると聞いています。

公共工事を支えている建設業の事業者が労働者を安定的に確保するために、労務費の増額や資材の実勢価格の設定、余裕を持った工事期間が必要であるとされています。

これらのことを踏まえ入札制度を改善する必要があると考えますが、見解を伺います。

契約課長

今ほど委員から3点の御提案があったかと思えます。

1つ目の、労働者を安定的に確保するための労務費の増額や資材の実勢価格の設定につきましては、最初の御質問でお答えいたしました。県が毎月公表する最新の労務資材単価を適用していることから、実勢価格との大きな乖離はなく、概ね適正に設計金額に反映しているものと考えております。

2つ目の余裕を持った工事期間につきましては、内容や予算に応じた適切な規模での発注に努めるとともに、適切かつ柔軟な工期設定に努めており、また、現場で働く方々の労働環境の改善を図るため、国が導入を進める週休2日工事や、受注者側で工期の始期と終期を柔軟に設定できる余裕期間制度を取り入れております。

3つ目の、これらを踏まえた入札制度への改善につきましては、今ほど申し上げましたように、本市ではこれまでも労働者の安定的な確保や余裕を持った工事期間の設定に取り組んでおり、今後とも国や県などの制度を注視しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

村石委員

極端なことを言うと、ある建設関係の事業者は、しっかりとした入札制度でなければ、10年後には、公共工事を発注しても工事を行う事業者がないという状況になりかねないとおっしゃっていました。行政の皆さんにこのことを伝えてほしいとお願いされましたので、皆さんにお伝えいたします。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、総務環境委員会財務部・出納課所管分を終了いたします。

これで、12月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、令和7年12月定例会の総務環境委員会を閉会いたします。

令和7年12月定例会  
総務環境委員会記録署名

委員長 金谷幸則

署名委員 金厚有豊

署名委員 赤星ゆかり